

## ～長期優良住宅建築等計画の認定申請をされる方へ～

平成28年4月1日受付分より、認定申請に必要な書類が変わります！

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請をする際は、下記書類（正・副 各1部）が必要となります。

書類は、下記①～⑱の順番で綴じていただきますようお願いします。

⑱については受付時に原本照合を行います。

※今回追加・変更となった図書は赤字部分です

### 長期優良住宅認定申請に必要な書類

- ① 認定申請書（第1号様式）
  - 第一面
  - 第二面
  - 第三面（※共同住宅の場合のみ添付が必要です。）
  - 第四面（※第3項申請の場合は、様式が一部異なります。）
- ② 維持保全の方法（維持保全計画書）
- ③ 委任状（※長期優良住宅認定申請の手続きを委任する場合。）
- ④ 居住環境基準に適合する旨の図書（地区計画適合通知書など）
- ⑤ 適合証（※登録住宅性能評価機関の技術的審査を受け、適合証の交付を受けてください。）
- ⑥ 長期優良住宅用の設計内容説明書
- ⑦ 付近見取図
- ⑧ 配置図
- ⑨ 仕様書（仕上げ表）
- ⑩ 各階平面図
- ⑪ 床面積求積図
- ⑫ 用途別面積表（※既存住宅を増築・改築する場合。）
- ⑬ 二面以上の立面図
- ⑭ 断面図又は矩計図
- ⑮ 機器表（※既存住宅を増築・改築する場合。）
- ⑯ 状況調査書（※既存住宅を増築・改築する場合。）
- ⑰ 検査済証の写し等（※既存住宅を増築・改築する場合。）
- ⑱ 地区計画、景観計画、建築協定の基準への適合が必要な地域にあっては、各基準への申請（届け出）時の図書

（注）登録住宅性能評価機関における技術的審査には、上記以外の書類も必要です。

申請者（施主）へは、上記の「長期優良住宅認定申請に必要な書類」と「技術的審査に提出された書類」を合わせて、お渡しいただくようお願いします。

#### <問い合わせ先>

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局  
住まいまちづくり課 住まい企画係  
TEL：0742-27-7540